

# 学校法人立教学院受託研究取扱規程

施行 2004年2月1日

改正 2009年4月1日

2012年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、教育研究活動の活性化と社会への貢献に資するために、学校法人立教学院（以下「学院」という。）において行われる受託研究の取扱いについて、必要な事項を規定する。

## (委任)

第2条 学院理事長（以下「理事長」という。）は、この規程により定める受託研究に関する取扱いや審議・決定事項等について、各学校長（大学総長を含む。以下同じ。）に委任するものとする。

2 前項に係る費用は、学院が負担する。

## (定義)

第3条 この規程において、「受託研究」とは、政府機関、地方公共団体、民間企業及びこれらに準じる学外機関等の委託を受けて、学院の設置する機関が受託者となって、学院が設置する機関の組織及び構成員等が遂行する研究をいう。

2 「構成員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学院と雇用関係にある勤務員
- (2) 学院の客員教員、客員研究員、委託研究員等
- (3) 学院の設置する機関に在籍する学生、生徒等
- (4) その他各学校長が認める者

## (受入れ基準)

第4条 受託研究の受入れは、「学校法人立教学院学外交流倫理に関するガイドライン」に反しない場合に限る。

2 受託研究を受け入れた後、前項の規定に適合しない事態が生じた場合は、各学校長は、研究の中止を命じることができる。

## (委託の申込み)

第5条 学院に受託研究を委託する者（以下「委託者」という。）は、理事長宛の所定の申請書を、リサーチ・イニシアティブセンター（以下「センター」という。）に提出する。

## (受託決定)

第6条 受託研究の受入れの諾否は、当該受託研究を担当する構成員（以下「研究担当者」という。）の所属部局長、副センター長及びセンター長の同意を得た後、研究担当者の所属学校長の承認をもって決定する。

(契約)

第7条 前条で受入れを決定した場合、直ちに受託研究の契約を行う。

2 契約に際しては、研究担当者と委託者の間で事前に協議を行い、受託者と委託者との間で契約書を締結する。

3 前項の契約書には、書面に次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 受託研究費に関する事項
- (2) 受託研究の中止に関する事項
- (3) 受託研究の実施期間に関する事項
- (4) 受託研究により発生した知的財産権に関する事項
- (5) 受託研究の研究成果の報告に関する事項
- (6) 受託研究の研究成果の公開に関する事項
- (7) 秘密保持に関する事項
- (8) その他受託研究に関して必要な事項

4 締結された契約について、その内容の変更又は更新を行う場合は、前条に準じる手続きによって行う。

(研究費の納入)

第8条 委託者は、契約に別段の定めがない限り、契約締結後30日以内に学院に研究費を納入するものとする。

2 いったん納入された研究費は、原則として返還しない。ただし、研究担当者の所属学校長がやむを得ない理由と判断した場合は、当該研究費の全部又は一部を返還することができる。

(管理費)

第9条 委託者は、第7条第2項に定める契約書で規定する研究費の10%に相当する額以上を、管理費として学院に納入するものとする。

(研究費の支出及び精算)

第10条 研究費の支出及び精算は、「学校法人立教学院経理規程」及び「立教大学研究費・補助金謝金等基準」に基づいて行う。

(受託研究の中止)

第11条 各学校長は、受託研究の実施過程において、契約書に定める以外の理由により、契約を履行しがたいものと認める事態が生じた場合は、委託者と協議の上、当該受託研究を中止することができる。

2 各学校長は、前項の規定により受託研究を中止した場合は、速やかに、中止の理由及びその処置について、理事長に報告しなければならない。

(研究成果の報告)

第12条 研究担当者は、受託研究の期間終了後、研究成果について、所定の様式によりセンターに報告しなければならない。

2 センター長は、前項の規定により報告された研究成果を、理事長、研究担当者の所属学校長、所属部局長及び委託者に報告する。

(設備等の帰属)

第 13 条 研究費により購入した設備等は、契約に別段の定めのない限り、学院に帰属する。

(知的財産権の取扱い)

第 14 条 受託研究で生じた知的財産権に関する取扱いは、契約に別段の定めのない限り、「学校法人立教学院発明等取扱規程」による。

(知的財産権の帰属)

第 15 条 受託研究で生じた知的財産権は、契約に別段の定めのない限り、学院に帰属する。

(知的財産権の実施)

第 16 条 受託研究により学院が取得した知的財産権は、委託者及びその指定する者に、優先的に実施させることができる。

2 知的財産権を実施する委託者及びその指定する者は、別に定める契約に基づき学院に実施料を支払わなければならない。

(研究補助者)

第 17 条 研究担当者は、学内外から大学院学生等の研究補助者を受け入れる場合、あらかじめ所属部局長及びセンター長の承認を得なければならない。

(事務)

第 18 条 この規程に関する事務は、センター及び関連箇所が行う。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、各学校長の承認後、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。